

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目について

平成25年11月8日
総務省

1. 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

④ 自治体病院等の公設・公的病院の医療品質情報の更なる開示

○ これまで国立病院機構では、経営指標と医療指標の徹底した見える化と横比較といった取組を起点に経営改善を行った結果、補助金からの脱却と黒字化という大きな成果を上げた。一方で、自治体病院等の公設・公的病院には、未だ多大な補助金が投入されており、生産性向上は必須である。財務諸表等の経営情報についてはかなり開示が進んでいるが、医療品質情報も合わせて開示しなければ、病院間の横比較ができず、改善に結びつかない。既に蓄積されているDPCデータ等を活用し、一定以上のデータ精度を担保した上で、医療品質に関連するデータの更なる開示を検討してはどうか。



総務省の見解

- 自治体病院については、平成19年度に総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、それぞれの自治体において各々の地域と自治体病院が置かれた実情を踏まえ「公立病院改革プラン」を策定し、病院事業の経営改革に取り組んでいるところ。
- 自治体病院の決算状況等を取りまとめた「地方公営企業年鑑」では、全自治体病院の病床利用率、平均在院日数、患者1人当たり診療収入等を掲載しており、総務省のホームページにおいて公表している。
- また、これらの情報を含む「病院経営分析比較表」を全自治体病院ごとに作成・公表し、自病院と類似病院平均とを比較・検討することにより、経営改善を行っていく上での参考とすることができるようになっている。